

**令和4年度 第1回**  
**「江東区障害者計画等推進協議会」**  
**議事録**

- 1 日 時 令和4年8月3日(水) 午後1時30分～午後3時15分
- 2 場 所 江東区文化センター2階 展示室
- 3 出席者 高山 由美子 野木村 一郎 高橋 久子 中山 利恵子  
郷 芳昭 会田 久雄 平松 謙一 橋本 実千代  
葛西 早苗 伊東 直樹 高舘 麻貴 原田 博美  
中村 幸江 中村 保夫 保田 雄司 田村 満子  
橋本 貴幸 松風 幸二 杉田 啓之 加藤 弘美

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

- 議事1 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について
- 議事2 障害者実態調査について
- 議事3 区からの報告
- 議事4 その他

5 資料

- 資料1 江東区障害者計画の進捗状況
- 資料2 江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告
- 資料3-1 令和4年度障害者実態調査について
- 資料3-2 令和4年度障害者実態調査票案について
- 資料3-3 令和4年度障害者実態調査 調査項目案について
- 資料4 区の今後の取り組みについて

- 参考1 協議会委員名簿、庁内委員・幹事会名簿  
参考2 令和3年度第2回協議会意見シートで寄せられたご意見について

6 傍 聴 2名

## 7 会議内容

〔 開 会 〕 午後1時30分

【大江障害者施策課長】 それでは、定刻となりましたので、障害者計画等推進協議会を開始させていただきます。

本日は委員の皆様、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は会長進行まで進行を務めます、障害者施策課長の大江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今年度第1回目の会議となりますので、開会に先立ちまして、事務局を代表して、障害福祉部長、岩井より御挨拶を申し上げます。

【岩井障害福祉部長】 皆様、こんにちは。障害福祉部長の岩井と申します。

本日はお忙しい中、第1回障害者計画等推進協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

昨年3月、区の障害福祉サービスの見込とその確保のための方策を設定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定いたしました。本協議会では、平成30年3月に策定した障害者計画も含め、計画の進捗管理を行うものとなっております。今年度は計画の進捗管理に加えて、令和5年度に予定しております次期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定に向け、障害者実態調査を実施し、計画の基礎資料とするとともに、今後の施策の在り方を検討していただく予定となっております。

本区の目指す「障害のある人もない人も、ともに支えあい、自己の意思決定に基づいて、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向け、委員の皆様には様々な立場、様々な視点から御意見をいただきたいと考えておりますので、ゼ

ひとも、御協力をお願いするところでございます。

簡単ではありますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、まず資料を確認させていただきます。本日は、資料1から4によって御説明をさせていただきます。そのうち、資料3-1、3-2、3-3につきましては、会場に参加の委員におかれましては、机上配付をさせていただきます。Zoom参加の委員の皆様には、議事の際に画面共有でお示しをさせていただきますが、資料3-2につきましては、説明上、触れることが少ないため画面共有はせずに、後日、紙で資料送付をさせていただきます。

それでは、終了時刻、また、欠席委員の報告となります。

本日は、終了予定時刻は、午後3時を予定してございます。会議の進行に、御理解と御協力をお願いいたします。

また、本日欠席の委員は、鈴木委員、宮崎委員、それから、江東楓の会の伊藤委員、長澤委員より御欠席の連絡をいただいております。

続きまして、会議の開催方式について簡単に御説明いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインと一部の委員の皆様には、会場で御参加いただくハイブリッド方式での開催とさせていただきます。オンライン参加の委員の皆様は、事務局で音声をミュートさせていただきますので、議事進行中発言される際には、Zoomの挙手ボタンでお知らせいただくか、直接手を挙げてお知らせをいただければと思います。また、会場参加の委員の皆様は、挙手でお知らせください。

また、会議の写真、動画等の撮影や録音は許可を必要としてございまして、また、発言が聞き取れるよう、オンライン参加の委員の皆様におかれましては、参加時の周りの環境等に御配慮いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## 2 委員の委嘱及び紹介

【高山会長】 それでは、今年度1回目の会議となりまして、新たに就任された委員がいらっしゃいますので、私のほうから紹介をさせていただきます、その後一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

まず、新たに江東区社会福祉協議会の伊東委員、それから橋本委員、長澤委員が、

新たに委員として就任をされました。まず、伊東委員、恐れ入りますが、一言御挨拶をお願いいたします。

【伊東委員】 社会福祉協議会の伊東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 伊東委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、橋本委員、一言御挨拶をお願いいたします。

【橋本（貴）委員】 木場公共職業安定所専門援助第二部門の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 橋本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、長澤委員におかれましては、本日御欠席となっております。

それでは、この後の議事進行につきましては、高山会長にお願いしたいと存じます。高山会長、よろしくお願いいたします。

### **3 議事**

【高山会長】 皆さん、こんにちは。ルーテル学院大学の高山です。本日、進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります前に会議の公開について、事務局から御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、会議の公開について、私から説明をいたします。会議の公開につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、Z o o mによるオンライン方式での一般傍聴とさせていただいております。本日の傍聴希望者は、2名となっております。

また、本日は議事録作成のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際には、名前をおっしゃっていただけると助かります。その議事録につきましては、作成後、ホームページやこうとう情報ステーションで公開をする予定としてございます。

以上でございます。

【高山会長】 ありがとうございます。また、今日の会議は、会場とZ o o mの両方で、ハイブリッド方式で行っておりますけれども、この進行上につきまして御注意がありましたら、併せてお願いをいたします。

【大江障害者施策課長】 先ほども申し上げましたが、ハイブリッド方式の会議のため、オンライン参加の委員の皆様におかれましては、事務局で音声をミュートさせていただいてございます。議事進行中、発言される際には、Zoomの挙手ボタン、または直接手を挙げてお知らせいただき、会長から指名の後、ミュートを解除して発言のほど、よろしく願いいたします。発言が終わりましたら、ミュートに戻すよう、お願いをいたします。会場参加の委員の皆様は、挙手でお知らせいただき、会長指名後、発言をお願いいたします。

以上となります。

【高山会長】 ありがとうございます。ハイブリッドということで、なかなか進行がうまくいかないところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。特に御発言の合図は、私がすぐに見つけることができないこともありますので、すみませんが、事務局のほうでフォローをお願いしたいと思います。

【大江障害者施策課長】 分かりました。

【高山会長】 では改めまして、今日の会議を始めてまいります。今年度の最初の会議は、皆さんにお会いしてできるかなと思っていたところでしたけれども、やはり感染拡大ということで、このような方式になりました。お会いしてということがないかもしれませんが、皆さん方と、今日、準備をいただいています議事について、丁寧に説明も伺いながら、また、皆さんの御質問などもお聞きしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

### 議事（1）江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について

【高山会長】 それでは、1つ目の議事、江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について、事務局から御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、私から議事（1）について御説明をいたします。まず、資料1を御覧いただければと思います。

江東区障害者計画につきましては、障害者基本法に基づき計画期間が6年間となっております。障害者計画を構成する事業は全部で201事業ございますが、各事業について、毎年、前年度の実績調査を行い、進捗の状況を見ていくことで、計

画の進行管理を行ってございます。

それでは、資料1を1枚おめくりいただいた、施策の体系を御覧ください。施策の体系については、3つの基本理念、4つの基本目標、9つの施策の柱で構成されてございます。それぞれの事業の令和3年度実績について、これから順番に御説明をいたします。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止の観点から、実績がゼロとなった事業も存在した一方で、ウイズコロナの考え方に基づいて、オンライン会議などの新たな方法での事業実施により、利用者数や会議開催数を維持する取組も進めたところでございます。事業数が多いことから、主要なものについてピックアップして御説明をいたします。

まず、3ページのNo.10権利擁護センター「あんしん江東」についてでございますけれども、権利擁護体制の充実を図るため、平成19年7月に開設したものでございます。各種相談や、日常生活自立支援事業などを実施したところでございます。

続きまして4ページ、No.12点字広報と声の広報では、こうとう区報の点字版を各35部、声の広報を各85部作成し、配付したところでございます。

続きまして7ページ、No.30手話通訳者派遣ですけれども、江東区社会福祉協議会と東京都に委託をした派遣実績が、合計1,951件でございました。また、新型コロナウイルスワクチン接種会場に、手話通訳者を配置したなどの理由から、社会福祉協議会に委託した派遣実績が増加しているというところでございます。

続きまして、11ページ、No.61のリバーハウス東砂ですけれども、区内で唯一の福祉型短期入所となりますが、令和3年度は、契約者数323人、利用延べ人数356人で、稼働率は80.9%となっております。

続きまして、14ページをお開き願います。No.80第三者評価事業の実施ですけれども、サービスの質の向上を図るため、第三者評価を受審する事業所に対して、受審費用を補助する事業となっております。令和3年度は、16事業所に対して補助を行いました。

続きましてその下、No.80の2では、令和元年度より利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供、並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的として、指導検査体制を構築し、

令和3年度は23か所に対して指導検査を実施いたしました。

続きまして、18ページをお開きください。No.98多機能型入所施設の整備ですけれども、塩浜二丁目を整備地として整備・運営事業者を決定し、令和3年度は、整備・運営事業者とともに、関係機関との調整を行い、工事に着手したところでございます。

続いて23ページをお開き願います。No.122特殊疾病（難病）の医療費助成ですけれども、5,615名の実績でございました。この実績の増加については、令和2年度に新型コロナウイルスの関係で、1年延長された受給者証の有効期限が、令和3年度で期限を迎えることに伴いまして、申請者数が増えたことによるものでございます。

続きまして、24ページのNo.125ユニバーサルデザイン推進事業ですけれども、区民・区職員が参加したユニバーサルデザインまちづくりワークショップを8回開催いたしました。また、小学校での出前講座についても、25回開催をしたところでございます。

続きまして、27ページNo.138番からNo.141番のジョブコーチ支援の各事業を活用することで、その下のNo.142江東区障害者就労・生活支援センターを通じて就労した方は、令和3年度が68名でございました。

続きまして、28ページNo.144番、知的障害者学習支援事業「エンジョイ・クラブ」ですけれども、学校教育を修了した軽度の知的障害がある就労者を対象として、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ等の機会を提供し、学習活動を支援したところでございます。令和3年度については、新型コロナウイルスの影響で、各クラブ6回程度の活動にとどまったところでございます。

続きまして、31ページになります。中段のNo.162番、障害者福祉大会の開催ですけれども、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で中止としたところでございます。一方でその代替として、資料には記載はございませんが、区内の障害者（児）施設や障害者団体の活動を紹介する動画の作成、障害者施設の自主生産品の購入、図書館における障害者週間コーナー展示等を実施し、障害者の理解促進を、障害者週間で重点的に実施をしたところでございます。

続きまして、35ページNo.176番の江東ボランティア・センターの運営は、江東区社会福祉協議会で実施している事業ですが、ボランティア登録数は個人が2,

560名、大体が84団体となっております。

続いて37ページ、No.186障害児発達支援事業につきましては、区立のこども発達センターCocoで、専門的な相談や療育を行ったところでございます。

続きまして、資料2に基づきまして、江東区障害福祉計画、障害児福祉計画の実績報告について御説明をいたします。御用意をお願いいたします。

資料2のまず1ページになります。障害福祉サービス等の実績報告となりますけれども、障害福祉サービスについては、訪問系や居住系など、体系別に分類をして整理をしているところでございます。

まず、訪問系サービスの実績から御説明をしていきます。1ページになります。訪問系サービスですけれども、居宅介護など5つのサービスがあるところでございます。この資料の見方としまして、表の左側からサービスの種類、それから令和元年度から令和3年度における、それぞれの当初のサービスの見込み量。中段が、実績に当たる平均値。一番右側が、対計画比の比率となっております。平均値につきましては、年間の実績を月ごとに平均化した数値で掲載をしてございます。また、数値については、延べの数となっております。

それでは、訪問系サービスの全体の実績ですけれども、年々増加をしているところで、対計画比を見ても、利用時間数で106.7%、人数で見ても101.8%と計画を上回る実績となっております。

続いて2ページの日中活動系のサービスとなります。生活介護や就労継続支援(B型)など、合計10のサービスがあるところでございます。特に自立訓練(生活訓練)、それから就労継続支援(B型)の数字が年々伸びているという状況でございます。

続きまして、日中活動系サービスの下にある居住系サービスになります。共同生活援助、いわゆるグループホームの実績が、毎年増加しているところで、また令和3年度の計画を上回る実績となっているところでございます。

続きまして、2ページ一番下の相談支援ですけれども、計画相談支援が増加をしているところでございます。

続きまして、3ページをお開きください。3ページからは、児童福祉法のサービスを掲載しております。児童福祉法のサービスには6つのサービスがあり、特に児童発達支援と放課後等デイサービスが、前年度比で大きく増え、いずれも計画を上



回っているというところでございます。

続いて4ページ、地域生活支援事業となります。地域生活支援事業は、地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、区が主体となって実施をしている事業でございます。

4ページの(3)番の相談支援事業になりますけれども、障害者支援課や地域活動支援センターなどでの一般的な相談支援のほか、自立支援協議会の設置なども含まれているところございまして、(ア)の相談支援事業については、区の障害者支援課、それから保健所のほか、障害者福祉センターや地域生活支援センターステップ、権利擁護センターあんしん江東などが、相談箇所となっております。

続きまして、(6)番の意思疎通支援事業ですけれども、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図る事業でございます。

(7)の日常生活用具給付等事業は3種類ございますけれども、日常生活用具・居宅生活動作補助用具が、計画見込み量を上回ったところでございます。

続いて5ページ(9)番の移動支援の事業でございますけれども、屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行うことによって、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的とした事業でございます。令和3年度の実績が、令和2年度実績、令和3年度の計画見込み量共に上回る実績となったところでございます。

(10)番の地域活動支援センターの実施箇所数ですけれども、4か所ありますが、ステップ、ウィル・オアシス、ロータス、障害者福祉センターの4か所となっております。

6ページからは、本年4月現在の区内の障害者施設の一覧を参考で掲載をしております。No.1番から50番までが、障害者の施設。51番から106番までが障害児の施設。107番、108番、109番が地域活動支援センターとなっております。前年同月と比較をいたしまして、障害者施設が2施設の増、障害児施設が8施設の増となっております。また、本年4月1日時点の各施設の施設数ですけれども、障害者施設が44施設、障害児施設が58施設となっている状況でございます。

議事1についての説明は以上となります。

**【高山会長】** ありがとうございます。資料1は、障害者計画の進捗状況ということで、事業数201にわたっておりますので、幾つかのポイントについてピッ

クアップして御説明をいただきました。資料2では、障害福祉計画、障害児福祉計画の特にサービスの実績、地域生活支援事業の実績について、特徴的なところを御報告いただいたかと思えます。ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから、御質問や御意見をお聞きしてまいりたいと思います。いかがでしょうか。何か御確認されたいこととか、御意見はございませんか。よろしいですか。事務局からは何か補足で、あるいは、計画の進捗のところ、何か懸念されているところとか、何かそういうものはございますか。

**【大江障害者施策課長】** 先ほどの説明の中で、新型コロナウイルスの影響ということで、令和2年度は中止が多く、実績がゼロになりましたけれども、令和3年度は、できるものについては事業実施をして、途切れさせないような支援、事業の実施に努めたところでございます。今年度についても同様です。さらに事業実施できるものというものを増やして、やっているというような状況になります。

補足としては、以上になります。

**【高山会長】** ありがとうございます。では、私から1つ確認ですけれども、サービス等の実績のほう、特に前年比で100を超えるものなども散見されますけれども、前年度が、若干やはりコロナの影響があって利用が抑えられていたので、前年と比較すると100を超えるというものもあるかもしれないんですけれども、特に100を超えているものに関しては、サービスの需要はあるけれども、供給が追いついていないというようなことも、部分的にはあるかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

**【大江障害者施策課長】** そうですね、例えば、日中活動系のサービスで申し上げますと、生活介護ですとか、就労継続支援（B型）については、やはり年々通所ニーズの高まり、または障害者の方の増加を経て、利用実績も伸びているという状況がございまして、それに伴って、民間の各事業所のほうの進出を促して、そうした需要と供給にそごが出ないように、区としては努めているという状況になります。

**【高山会長】** ありがとうございました。皆さんのほうからは、いかがでしょうか。議題1につきましては、よろしいですか。加藤委員が挙手されているのでしょうか。お願いいたします。

**【加藤委員】** 質問というよりは、見ていて気になったところをお伝えさせていただきます。

資料2なんですけれども、特に自分の子供が利用していたサービスで、ちょっと気になった数字がありまして、例えばですが、3ページの保育所等訪問支援、あと5ページの1番上の移動支援事業などを見ますと、令和元年、令和2年と計画見込み量の数字としては増えていて、実績はちょっと下がっているんですけども、令和3年度になると、計画の見込み量をちょっと減らす傾向にしておいて、ですが、結局の実績数は、むしろ昨年、令和2年度よりも上がっているということで、何か数字がすごく揺らぎが見えたような印象を持っております。実際のところ、コロナで利用ができなかったとか、ニーズがそもそも変わったケースはもちろんあると思うんですけども、じゃあ結局のところ、見込みの数字の読みが妥当であったかどうかとか、あと結局の実績の数字で見たときに、十分必要な方に、充足率といいますか、実績でどれだけ積み上げたかじゃなくて、それが必要なニーズに対して、どれぐらい充足できたのかというところが少し気になりましたので、その辺り、今の時点でお答えをすぐにいただけないと思うんですけども、今後そういうところも一緒に併せて見られると分かりやすいなと思いました。

【高山会長】 ありがとうございます。では、事務局からお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 貴重な御意見をありがとうございます。なお、令和2年度と令和3年度の間、計画見込み量の違いというところですけども、こちらについては、令和3年3月に新たな障害福祉計画・障害児福祉計画を策定いたしまして、令和3年度を初年度とする第6期の計画が始まったところでございます。そのため、前計画の実績を見ながら、計画の見込み量というものを修正したのが、令和3年度からということになりまして、そういった意味で、令和2年度と令和3年度の計画見込み量で、大きく差が生じているところがございます。

一方で、加藤委員御指摘のとおり、そうした見込みで令和3年度の計画を始めてみたものの、実績と大きな開きがあったりですとか、必要な方に十分なサービスが行き届いているのかどうかといった検証・分析については、今後、次の計画を策定するところで、そうした詳細な分析等をしていきたいと考えてございます。

【高山会長】 ありがとうございます。加藤委員、よろしいでしょうか。

【加藤委員】 ありがとうございます。

【高山会長】 ありがとうございます。ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。では、よろしければ次の議事のほうに進んでまいりたいと思います。

## 議事（2）障害者実態調査について

【高山会長】 2つ目は、障害者実態調査についてです。こちらも、まず事務局から御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、私のほうからまた、議事2、障害者実態調査について御説明をいたします。今年度、これから実施をする予定の障害者実態調査となります。まず、資料3-1を御覧ください。概要について、まとめた資料となります。

令和5年度に障害者計画、第7期障害福祉計画、それから、第3期障害児福祉計画の策定を控えてございまして、その基礎資料とするとともに、今後の施策の在り方を検討するために、実態調査を実施するものでございます。

調査対象は表にありますとおり、18歳以上の障害者、内訳としまして、身体障害1,100人、知的障害・精神障害各1,000人、重症心身障害100人、高次脳機能障害100人、難病700人の合計4,000人。それから、18歳未満の障害児1,000人の合計5,000人を対象としてございまして、さらにサービス提供事業者250か所、障害者団体40団体を対象としてピックアップしてございます。

調査項目につきましては、資料3-3で詳細に御説明いたしますけれども、障害者に生活の実態やサービスの利用状況等、または移行についてお聞きする項目でございまして。

障害種別ごとに無作為抽出をした方に調査票を郵送して記入をいただき、返送をしていただく方式を取ります。ただ、高次脳機能障害につきましては、無作為抽出が難しいため、関係団体などを通じて配布しまして、郵送回収をする予定としております。また、サービス提供事業者、障害者団体にも調査票を郵送いたしますが、そのうち、障害者団体については、ヒアリングも実施する予定としてございます。

2ページを御覧ください。実施のスケジュールを表でまとめたものでございます。調査票の送付次期につきましては、10月を予定しております。12月に調査の中間報告、2月に調査結果を報告する予定としてございます。

資料3-2については、配布する調査票の案となっております。画面共有はしないで、後日、紙で送付いたしますけれども、令和4年度の実態調査では、障害別の調査票をまとめて1種類の調査票に改めることとしまして、調査結果をクロス集

計することによって、障害ごとの分析を行ってまいります。

続いて、調査項目についてまとめたものが、資料3-3となります。資料3-3を御覧ください。資料3-3の右側に、令和4年度の取扱いの欄を設け、その取扱いを表示しております。令和4年度の欄が空欄のものについては変更なし。削除とあるものは、調査項目から削除。追加とあるものは、新たに追加する項目、そういう見方で説明を聞いていただければと思います。

まず、削除した項目についてですけれども、削除した理由としまして、重複する項目があるもの。また、計画策定への反映が難しいものなどについては、精査の上、削除をしたところでございます。

次に追加する項目についてですけれども、まず、情報相談先の区分に情報の取得、意思疎通において必要な施策を追加いたしました。これは、令和4年5月に公布・施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の法施行を受け、どのような施策ニーズがあるか把握するために追加したものでございます。

またその下、「暮らし」の区分で追加した項目ですけれども、収入についての項目は、収入源や収入状況、世帯の経済状況を把握することによりまして、就労支援や世帯に対する支援を検討する基礎資料とするために、新たに追加するものでございます。

続いて2ページ下段にあります、介護者の区分の追加項目ですけれども、介護者の働き方などの項目については、勤務形態や働き方を調整しているかなどの設問を通じて、介護と仕事との両立のための施策を検討する資料としてございます。

続いて3ページになります。指標についての設問となります。これまで、調査項目にはなかったものですが、来年度策定する計画の成果指標とするために、新たに追加する項目となっております。江東区に住み続けたいか。障害者施策に満足しているかといった項目に対する調査結果を基に、計画の成果指標を設定したいと考えてございます。

以上が、実態調査の概要及び調査項目についての説明となりますけれども、調査項目の案等につきまして、皆様から御意見等をいただきたいと存じます。また本日、意見シートもお配りしておりますので、なかなか今日、この場で意見が出てこない、後日、新たに気づいたといった場合には、メールまたはファクスで意見シートを御

送付いただいても結構でございます。締切りは8月10日水曜日でございます。よりよい調査とするため、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。なお、いただいた御意見につきましては、調査項目に反映可能なものについては、反映をしていきたいと考えてございます。

また今後、事務局においてさらに精査をしていく中で、修正・追加・削除が必要と判断したものについては、会長と御相談の上、作業を進めていきたいと考えてございますので、こちらについても、御了承いただければと思います。

最終的に調査票が確定いたしましたら、委員の皆様へ調査票一式を郵送させていただきます。

説明は以上となります。

**【高山会長】** ありがとうございます。障害者の実態調査についての内容について、御説明をいただきました。大変多岐にわたって項目数も多いので、それなりなのというか、かなりのボリュームの調査になっているかなと思うんですけども、また、御意見も別途というお話もございましたけれども、時間が許す限りは、こちらで確認をしてまいりたいと思いますので、皆さんのほうから、御質問、御意見等、いかがでしょうか。杉田委員が、手を挙げられていますかね。杉田委員、お願いいたします。

**【杉田委員】** こんにちは。区民委員の杉田です。よろしくお願ひいたします。意見と申しますか、質問を申し上げたいんですけども、調査項目自体ではなくて、対象データについての考え方を教えていただきたいんですけども。

今、区からの御説明の中で、5,000人の任意抽出、各障害区分、事情等に応じた任意抽出5,000データというお話をいただいたんですけども、私自身、一障害者、区民として感じる事として、障害の実態・実績・状態というのは、個々にまちまちであろうと私は思っています。

私は視覚障害者ですけども、同じ視覚障害者の仲間の中でも、障害の状況、それから収入・就労、生活実態というのはまちまちです。その中で、施策に全ての個々の障害者の実態を即座に反映させるということは、現実的に無理がある。項目にそれを全て反映させることは、現実的に無理があることは重々承知しておりますけれども、調査の対象として、江東区全体で、今、対象者がどれだけいるか、私は認識しておりませんが、調査自体で、特に障害のように個々に状況が異なるもの。

ましてや、先ほど行政から御説明があったように、アクセシビリティという、特に我々視覚障害者の場合には、切実な問題でございます。こういったことの状況を把握される中で、5,000という対象に絞らなきゃいけない理由、そこを教えてください。

例えば、今、会長からもお話がありましたけれども、ハードな調査のようでございますけれども、全数調査に例えば近い形で、より多くの実態・意見を調査いただいた上で、その中で現実的な行政施策に反映させていただくというような考え方はできないものなのか。その5,000にデータを絞る理由について、教えてください。

以上です。

**【高山会長】** ありがとうございます。大変大事な御質問をいただいているかと思いますが、事務局からの御説明でよろしいですか。お願いいたします。

**【大江障害者施策課長】** 杉田委員、貴重な御意見をありがとうございます。調査対象5,000名ということで絞った形の調査実施となっておりますけれども、前回も同様5,000人ということで実施したところでございます。こちらにつきましては、統計上、有効な数値ということで5,000ということで出しております。できれば、より多くの方の実態を調べ、それを区として把握し、施策に反映していく、計画に反映していくのが望ましいですけれども、様々な集計、または作業等の関係上5,000という形で絞らせてもらってございます。先ほど申し上げたとおり、統計上は有効な数字で、一定程度の傾向の分析、実態の把握というのはできると考えてございます。

また、なかなか障害の種別、生活の実態等、個々の障害者の方によってそれぞれ違うといったことにつきましては、先ほど申し上げた、障害者団体への調査、そしてヒアリングの中から、そうしたお声を頂戴しながら、なるべく取りこぼしのないような、または、マイノリティーの方の声というものも、吸い上げる、そうした取組をして、実態を把握していきたいと考えてございます。

以上です。

**【中山委員】** すみません。手を挙げるができないので、意見を言わせていただきたいんですけども、高山先生。

**【高山会長】** どうぞ。

【中山委員】 すみません、中山と申します。全盲の視覚障害者です。今、杉田さんからの話があったと思うんですけども、実態調査に関しましては、特に視覚障害者に関して申し上げれば、視覚障害者協会が中心になっております。調査に自分の意見を反映させたいということであれば、たしか区報のほうでの募集もあったかと思いますが、何かの形で反映することができるかと思いますが。特に視覚に関しては、もう個人のレベルだけではなくて、団体として取り組んでいるので、どちらかという、そういうことも考えていただければと思います。

むしろ、私が視覚障害の立場から申し上げたいのは、前回の調査のときにお話があったかと思うのですが、点字あるいは墨字、拡大文字等々の視覚の障害に特化した形での質問用紙があったかと思うのですが、今後、パソコンによる、あるいはスマホによるネット上での回答ができる方法を検討してほしいということ、前回の調査のときにお話をしております。それは、先ほどの全部話が戻るのですが、アクセシビリティの法律の問題も、今度改正されましたので、情報というアクセシビリティを共有するためにも、今後の今回の調査に対しては、点字及びネットでの回答方法が、視覚障害者でもできるような配慮というのを、区がするということが条件かなと思っていて、むしろ、そっちの情報は進んでいるのかというのが、逆に私からの質問となります。そこも、当事者に関わった形で必ず回答ができるような方法で検討していただければと思っております。ごめんなさい。

以上となります。あとは、後ほどまたありますけれども、取りあえず、今のお話ではそういうことです。よろしく願いいたします。

【高山会長】 中山委員、ありがとうございます。初めに杉田委員、先ほどの事務局の御説明について、何かもしございましたら、お願いいたします。

【杉田委員】 ありがとうございます。杉田でございます。まず、御説明いただきましてありがとうございます。現在の5,000という条件についての理由は、承知をしました。

今後についてのお願い、御検討いただければということで、要望として意見を申し上げさせていただきますと、1つ間違えると、目的と手段の順番がひっくり返ることになってしまうかもしれない。ちょっと失礼な物言いになるかもしれませんが、統計上の目的が達成できることと、障害者施策が達成できることは異なると私は思いますので、より本来的な目的が達成できる手段を、予算や現実的な手段、



処理手段等の問題があることは重々承知しておりますけれども、今後の予算措置や行政施策の中で、近い将来に向けて御検討いただければと思います。意見を申し上げます。

それからついでに、中山委員からのアドバイス、ありがとうございました。私も同様のことを改めてお願いをしたいと思います。私は中途失明でございまして、墨字が読めません。それから、点字も読めません。私のアクセシビリティのツールはパソコンとスマートフォンです。この中で、現実的な日々24時間の限られた中で、区報なり、あるいは協議会の様々な情報を、音声情報だけで入手することは、現実的に無理だと私は思っています。そういった場合の様々な意見反映でしたり、現実的な情報の私の受信でしたり、そういったこと的手段としての御検討は、中山委員がおっしゃるような観点で、今後検討していただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

**【高山会長】** ありがとうございます。では、事務局からは、中山委員の御意見も含めて何かございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【大江障害者施策課長】** 中山委員、杉田委員、貴重な御意見ありがとうございます。中山委員がおっしゃったように、区が実施する調査につきましては、例えば、区政世論調査ですとか、モニター調査など、障害の分野を問わず、様々な区民からお声を聞く機会等を設けてございますので、そちらも御活用いただきながら声を届ける、そして我々は声を聞く、そういう努力をしていきたいと思っております。

もう一つ、中山委員から御指摘のありました調査手法についてでございますけれども、現在、検討している調査手法の中で、インターネットによる調査というものは、現在予定はしていないところでございます。しかしながら、障害者情報アクセシビリティといった法施行等もございますので、こういった形での調査の手法というのが可能なのかというのは、引き続き検討をしていきたいと考えてございます。

以上です。

**【中山委員】** すみません、中山です。そこは、相談していただければと思います。前のように希望する方にはメールで送って、パソコンやスマートフォンで答えていただくという方法であれば、全体に公開することなく、されどアクセシビリティに配慮された形での調査方法ができるので、その方法を検討してくださいということでもよろしいかと思っております。あとの細かいことは、団体と一緒に相談をしていけ

ればと思います。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。事務局からは、何かございますでしょうか。

【大江障害者施策課長】 中山委員、貴重なアドバイスをありがとうございます。ぜひ、相談させていただき、より多くの方に回答いただけるような調査にしたいと思いますので、御協力のほど、よろしく申し上げます。

【高山会長】 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

【高橋委員】 すみません。

【高山会長】 ごめんなさい。どなたでしょうか。

【大江障害者施策課長】 高橋委員が会場で手を挙げられています。

【高山会長】 お願いいたします。

【高橋委員】 高橋です。すみません。障害者団体の高橋と申します。先ほどの資料3-3の暮らしのところで、生活費の収入源、収入額、世帯収入というのは、こういうのは個々の、何か私のところにそういう資料が来たらどうしようかな。ほとんど年金生活だと思えますけれども、こういうのって正直に書く人はいるのでしょうか。私も初めてこれを見て、収入？ という感じで見たんですけれども、どうなんでしょう。なかなか家庭の収入を、あからさまに書くという人はあんまりいないんじゃないかなとは思えますけれども。すみません。初めてこれを今見て、ちょっと驚いたんですけれども。収入、全世帯の収入とか、独り暮らしの人は、年金生活と言えば大体分かるかと思えますけれども、世帯全部の収入というのは、ちょっとすみません。

【高山会長】 では、事務局のほうから何か御説明はございますでしょうか。

【大江障害者施策課長】 資料3-3の暮らしの項目について、新たに追加する収入等に係る調査項目について、高橋委員の御指摘のとおり、確かにプライバシー性の高い調査項目ということで、回答をちゅうちょされるという御心配は、我々も懸念はしているところでございますが、ただ一方で、こちらの調査については無記名方式ということでございますので、その方の調査結果というのが、特定されることはございません。また、仮にこの項目だけどうしても回答しなくないという場合には、強制するものではございませんので、ここは未記入ということもやむを得な

いと考えてございます。

なお、高齢者分野のほうでも、こうした実態調査については実施しているところですが、こちらの高齢者のほうの調査項目にも、こうした収入等に係る調査項目を実施しているというような実績はあるところでございます。

【高山会長】 御説明ありがとうございました。高橋委員、いかがでしょうか。

【高橋委員】 すみません。例えば、それなりに年齢がいつている障害者の方は、ほとんど障害者年金を受けているかと思うんですけれども、例えば、世帯全員が書くという項目のところは、やはり年金をもらっている人は、例えば御主人が障害年金をもらって、奥様が普通の年金をもらって。普通の年金といたら、ちょっと言い方はおかしいかもしれませんが、そういうあれも全部一応書くということですか。先ほど、無記名でということが、大体そういう人たちが全部無記名で出してくるのかなとかって思いながら聞いていたんですけれども、すみません。ごめんなさい。

【高山会長】 ありがとうございます。事務局のほうから、補足はございますか。

【大江障害者施策課長】 世帯全体の収入という調査項目ですけれども、今、案として考えている調査については、ちょっと読み上げていきますけれども、今のあなたの世帯収入は、1年にどのくらいありますか。当てはまるものに1つ丸をつけてください。なお、世帯には食費や光熱水費、家賃などの生活費を共にしている人を含めてください。収入には、工賃・年金を含みますということで、選択肢として、年間80万円未満から、年間600万円から1,000万円未満といった、8選択肢から丸をつけていただく、そうした調査を考えているところでございます。

【高山会長】 ありがとうございます。高橋委員、よろしいですか。

【高橋委員】 ありがとうございます。

【高山会長】 ありがとうございます。御指摘のあったところは大変大事なところで、特に収入に関しては、複数の質問が追加というところのようですね。実態調査ですので、実態を把握するというのも目的の1つなのだと思いますけれども、計画策定にいろいろな意味で反映させていくということを考えたときに、収集に必要な情報かどうかということの精査は、やはり必要かなとは思っています。得た情報を、どのように活用する意図があって質問を設定したかということは大事なかなと思いますので、改めて検討していただくことが必要かなと思いますのと、あとは、

回答したくない場合には答えないという選択もあるとは思いますが、統計上、欠損値に多分なってしまうと思うので、今、御準備されているのは、御自分で額を把握していないので分からないという選択肢があるのかと思いますけれども、分からない。ただ、答えたくないというのものもあるのだと思うので、もしこういう質問の場合には、割と今の一般的なアンケートなんかの場合で、特にこういう収入とかに係るようなものは、答えたくない回答肢が用意されているものもあつたりするので、分からないと答えたくないのでは、大分意味が違うので、その辺もそもそもこの質問が必要かどうかということも含めて、再度、御検討いただく必要があるかなと思っていただいております。

【大江障害者施策課長】 どうもありがとうございます。収入に関する調査項目追加の必要性を再度検討するとともに、項目を追加する際には、会長御指摘の「答えたくない」といった選択肢も用意するという点についても、併せて検討してまいります。

【高山会長】 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。この調査についてはいいですか。よろしいでしょうか。

すみません。私から1つ確認なのですが、サービス提供事業者向けにも調査を行う予定ということと、団体にはヒアリングということでしたけれども、事業者向けの調査票の項目の開示と、団体へのヒアリングの項目の開示というのは、御予定されておりますでしょうか。

【大江障害者施策課長】 現在、精査をしているところでございまして、後日、調査票案を各委員に送付する際に、事業者向け、それから団体向けの調査票案についても、送付をさせていただき予定としてございます。

【高山会長】 分かりました。ありがとうございます。ぜひ、そのようにしていただくとよいかなと思います。

ほかに調査についていかがですか、よろしいでしょうか。

【橋本（実）委員】 江東区難病団体連絡会会長の橋本と申します。先ほどの「暮らし」のところで、収入源の下の取り組んでみたい文化芸術活動というところは、特に例として、どういったものが挙げられるのでしょうか。

【高山会長】 ありがとうございます。事務局が想定されているものはどのようなものかということですね。御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 現在、考えている調査項目については、取り組んでみたいという文化芸術活動は何ですかということで、1番から10番まで選択肢を用意してございまして、1番、音楽、2番、美術、3番、演劇等に始まりまして、9番、その他、それから10番、取り組んでみたいと思う活動はない。そうした10項目の中から選んでいただくような項目となっております。

【橋本（実）委員】 それは、参加をこちらがするという形でのものになりますでしょうか。活動ということは、ただ観るというだけじゃなくて。

【大江障害者施策課長】 例えば、項目の中に映画とか演劇等もありますので、そういう意味では観賞するというような活動も含まれてございます。

【橋本（実）委員】 分かりました。ありがとうございます。

【高山会長】 ありがとうございます。演劇などは、参加することも考えられるし、観賞することも考えられるというものなども含まれているかなとも思いましたので、そこも確かにどのように答えていいかというところに迷いが出ないような回答肢になる必要があるかもしれないですね。御意見ありがとうございます。事務局では、ぜひそこも御検討いただけたらと思います。

【大江障害者施策課長】 はい。

【高山会長】 ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。加藤委員、お願いいたします。

【加藤委員】 加藤です。よろしく申し上げます。質問項目の一番最後になるんですけども、3年前と比べて、江東区の障害者施策は充実したと思いますかという、これは、自分が回答者の立場でざっと見たときに引っかかった設問で、3年前の意図が何なんだろうってちょっと思ったんです。3年前って、普通に話したりしているときと、施策自体を3年ごとに見直すというターンが、一般の方、回答者に当たる方々は把握していない方が、きっと多いんじゃないかなと思ひまして。このアンケートの一番最初のところを見ますと、令和5年につくり直すための参考になりますということと、前回は令和元年に実施していますという旨は記載されているので、そこをちゃんと汲み取れば、3年ごとなんだな、じゃあ前回と比べてどうかという区切りが何となく見える、3年の意図が分かると思うんですけど、それが分からないと、この質問の意味が分からなくて、何をこれは答えるのだろうみたいな。下手したら3年前って、コロナ前ってことかなみたいな勘違いをする方もいるんじ

やないかなという印象を持ったので、その質問の意図を、もうちょっと明確にするか、この質問だと、何かちょっと曖昧な感じがするので、いっそ外したほうがいいのかと思ったので、一度、御検討いただけたらいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。事務局からは、補足はございますか。

【大江障害者施策課長】 加藤委員、御指摘ありがとうございます。たしかに御指摘のとおり、3年前というふうに聞かれたときに、人によって捉え方というのが変わってくる可能性があるな、高いなというふうに今思いました。

我々の意図としては、成果指標とする質問にしたいということで、前回、計画を策定をしたときと比べてということ在意図した3年前なんですけれども、そう読み取るのは、なかなかこの調査項目からは難しいとありますので、ちょっと工夫をして再検討させていただきたいと思います。

【高山会長】 加藤委員、いかがでしょうか。

【加藤委員】 ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いします。

【高山会長】 ありがとうございます。ほかは、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど事務局からもこれについては、この委員会後に、また意見のシートでの記入ということも可能だということでしたので、ぜひお気づきの点、この細かな点でもいいと思いますので、ぜひ、事務局のほうに御意見としてお寄せいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは一旦、この議事はここで終えることにいたしまして、3番目に進んでよろしいでしょうかね。

### **議事（3）区からの報告**

【高山会長】 3番目は区からの報告となっております。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、資料4を御覧ください。区からの報告となります。

本区の障害者（児）の各種計画策定を来年度に控えまして、先ほど、議事で御説明いたした実態調査の準備等も進める中、また国では、障害者総合支援法改正法施

工後3年の見直しとして6月に報告書案が出るなど、法改正が行われたり、制度改革に向けた検討というのが、進められている状況でございます。

こうした状況において、本区において検討を進めていかなければならない案件につきまして、本協議会で5つの課題をピックアップさせていただきました。いずれも、本区の障害者施策を推進していく上で重要な施策であり、法改正などの状況も踏まえ、現状と課題、今後の方向性という形でまとめましたので、報告をいたします。

まず、資料4の1ページ、1番の基幹相談支援センターについてです。

現状と課題ですけれども、区の計画におきまして、令和5年度までに設置を目指すこととしてございます。また、自立支援協議会の各部会から、事業者支援、人材育成などの地域づくりを進めるセンターの設置などの提言が、出ているところでございます。さらに、6月に出された国の報告書案には、センターについて住民の相談窓口としての明確化、そしてその周知、後方支援や支援者支援といった業務を実施することを明確化すべきなどの意見が出ているところでございます。

そこで、区の今後の方向性ですけれども、23区の状況や上記の意見等も踏まえて、センターが保有する機能、設置する場所、運営形態及び、その人員の体制などについて検討を行いまして、11月をめどに素案としてまとめて、各委員に書面にて提示をさせていただきたいと考えてございます。本日、または意見シートで後日、皆様からの御意見を伺い、また、素案に対する御意見も、11月に再度お伺いし、12月に区としての設置方向性を決定していきたいと考えてございます。

続いて、2ページを御覧ください。2番の障害者福祉センターについてです。

(1) 番の現状・課題ですけれども、障害者福祉センターは、身体障害者を中心に心身障害者（児）の複合施設として、昭和58年に開設以降、法改正に伴い実施事業の変遷を経て、現在の区の障害者施策の中核的な施設となっております。平成18年4月以降は指定管理者制度を導入し、現在、江東区社会福祉協議会が管理・運営してございますが、社会福祉協議会に代わる新たな指定管理者を、10月に決定する予定となっております。また、開設から40年が経過をしまして、令和6年から令和7年にかけて、仮施設への移転を伴う大規模な改修工事を計画しているところでございます。

そこで今後の方向性でございますけれども、指定管理者の変更、大規模改修工事

という大きな転換期を迎え、今後、障害者福祉センターの役割や機能の充実・強化を検討し、11月をめどに素案をまとめまして、こちらも各委員に書面にて提示をさせていただきたいと考えてございます。

また、素案に対する御意見についても11月にお伺いし、区としては、12月にセンターの役割・機能等を決定していきたいと考えてございます。

続いて3番の児童発達支援についてです。

現状・課題ですけれども、児童福祉法の一部改正が6月に公布されまして、令和6年4月から施行予定となっております。改正法では、主に未就学の障害児の発達支援を行う、児童発達支援センターの役割・機能の強化が盛り込まれ、中核的役割として、明確化する役割・機能については、資料に記載の①から④までの機能が、国から示されているところでございます。

そこで今後の方向性ですけれども、区が設置している児童発達支援センター、具体的には、こども発達センターとこども発達扇橋センターについて、改正法の趣旨を踏まえ、法の施行に備えて、役割・機能強化の方向性を検討してまいります。

続いて3ページの4番、意思疎通支援についてです。

現状・課題ですけれども、区では、令和2年4月に手話言語・意思疎通促進条例を制定して以降、各種施策を推進してきたところでございます。また、令和3年7月には、公共インフラとして電話リレーサービスが、全国的に提供開始、令和5年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行など、国の動きも活発となっております。

また、国の報告書の案では、支援が必要な者に対して、十分に行き届いていない、ICTの活用の促進などの意見も出ているところでございます。

そこで今後の方向性ですけれども、区として、さらなる意思疎通支援の促進に向けた取組を進めていきたいと考えてございまして、また、本年度予定をしている実態調査の団体ヒアリングなども活用して、ニーズまたはサービスの必要性等についても、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

最後に5番の重度障害者向けグループホームの整備についてです。

現状・課題ですけれども、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設されました、日中サービス支援型グループホームについては、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されたグループホームとなっております。区では、そのグル



一歩ホームの整備促進のため、整備・運営事業者公募に向けた市場調査を実施し、公募前段階での公募条件等の検討を行っているところでございます。

ここで今後の方向性ですけれども、市場調査の結果も踏まえて、支援策等の検討を進め、整備につなげていきたいと考えてございます。

以上、5つの報告につきまして、いずれも重要性の高い施策でございまして、皆様から忌憚のない御意見をお伺いするとともに、特に1番と2番につきましては、11月までに区として素案をまとめてまいりますので、11月の際にも、素案への御意見というものについての御協力も、引き続きお願いしたいと思います。

区からの説明は、以上になります。

【高山会長】 ありがとうございます。今、御説明にもありましたとおり、大変重要な施策が、たくさん検討課題として挙げられているということだと思います。後ほどの御意見ということもありますが、ここでも時間が許す限り、皆さんの御意見をお聞きしてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

【中山委員】 すみません。中山です。

【高山会長】 お願いいたします。

【中山委員】 ちょっとこの後、仕事があってこれを言ったら退出させていただく都合上、先に言わせていただいてもよろしいですか。

【高山会長】 はい、どうぞ。

【中山委員】 申し訳ないです。大きく分けて2つございます。

1つは、手話言語のことで、手話が十分脚光を浴びておりまして、意思疎通ということで、区としても手話通訳の養成であったりということで、大分支援をしてくれているようですが、点字に関しては、とても手薄に感じます。点訳はボランティアという組織であるがゆえになのかもしれないのですが、でも、江東区では区報を作ったり、今日の資料も点訳をしていただいたりということで、ボランティアさんが、相当動いてくださっていることに対しての、江東区としてのサポートが、私は薄いと思います。

それに伴って、障害者センターの引っ越しというか、改築中の点字のプリンターの移動の話をちょっと伺いました。今の場所から、たとえ一時かもしれませんが、潮見に移動すると。そうすると、なかなかボランティアさんが活動できないんだけどという悲鳴が、私のところに緊急で来ております。そこの辺をもう少し検

討していただきたい。そして点字についての、もう少し点訳のボランティアさんの養成も、区として少し検討していただきたいという、これはお願いです。今すぐどうこうではありません。

もう一個は、超緊急のお願いです。視覚障害者用の拡大読書器に当たる機械、日頃ではとても高額な機械が、40万円以上する機械があります。それが、7月、8月に限って、いわゆる日常生活用具の枠内の金額に収めます。どうぞ、日常生活用具として申請をしてくださいというふうに、メーカー側からも要望というか、依頼が出ていて、視覚障害者たちは右往左往しているところで、私も確認をさせていただいて、これが欲しいと。とても便利な物です。今詳しくは申し上げられませんが、エンビジョングラスという機械です。後で検索してください。

それに関して区のほうに確認をいたしましたら、多機能過ぎるので許可にならないと断られました。多機能ということは、確かに多機能かもしれないですけども、多機能だからゆえに、例えばほかの機械をもう頼まなくてよくなるし、ものすごく視覚障害の生活に便利になる物だと思います。それを例えば、私たち視覚障害者が、これは要らないよと言って、区に言うのならば分かるんですけども、先ほどの尊厳とかいう話に戻るので、当事者のことを、当事者以外の区の人が、これは多機能だから駄目ですよって決めることに対しては、ものすごく違和感を感じています。先月と、それから8月いっぱいという限られた期間の中で、どうぞと言っていたので、視覚障害者の中ではものすごく、今なら欲しいという、自己負担が本当に少なくて済むので買いたいというふうに動いていますので、そこの辺を少し区としては、検討していただきたいと思います。

自治体として、落としてくださっている自治体はもうありますので、多機能だからという理由で断られるのは、とても心外だと思っています。ここは超緊急課題なので、私が、ああ、そうですかと言って、おとなしくさようならって言うことではなくて、そういうことがあったということ、委員の皆さんにも知っていただきたい、今ここでお話をしています。なので、多分知らずに日常生活用具としてお願いしますと言ってくる視覚障害者がいるかと思えますけれども、その人たちにとってみたら「え？」ということですので、そこは本当に考えていただきたいと思えます。すみません。言い切りで申し訳ないのですが、よろしく願いいたします。ちょっと緊急だったので、失礼いたしました。

【高山会長】 ありがとうございます。じゃあ、続けて杉田委員から挙手がありますので、続けて御意見を聞いた後に、事務局からまとめて応答をお願いいたします。杉田委員、お願いいたします。

【杉田委員】 ありがとうございます。杉田です。中山さんへのフォローの発言を短時間で済ませます。

私はもう既に失明していますので、先ほど、中山さんがおっしゃった機械については、私は入用ではないのですが、ただ、私もロービジョンの時代がありましたので、今、中山さんがおっしゃった機器の必要性は、非常に強く深く思います。ぜひ、御検討をお願いいたします。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。では、併せて事務局のほうからございますか。

【大江障害者施策課長】 私のほうからは、1点目、2点目について、お答えをいたします。

障害者福祉センターの大規模改修に伴いまして、現在、潮見という地域に仮施設を建てて、そちらで、今、行っている事業を仮に運営していくということで、計画を進めているところでございます。御指摘の点字プリンター、それから点字サークルさんの活動拠点が、潮見に一時的に移るということについては、計画上、今はそういうふうに潮見でということと考えてございますけれども、今後また点字サークルさんともお話をしながら、どういった策、活動の継続上の必要性ということで、どういった策が取り得るかということについては、検討していきたいと思っております。

続いての点字サークルの担い手の育成ということでございますけれども、こちらにつきましても、他区の状況等も踏まえながら、検討を進めてまいります。

私からは、以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長の佐久間ですけれども、よろしいでしょうか。

【高山会長】 お願いいたします。

【佐久間障害者支援課長】 中山委員からの2点目の拡大読書器を日常生活用具

でというお話なんですけれども、区のほうの問合せの中で、多機能過ぎて日常生活用具として対象とできませんという回答をしたというお話があったんですけれども、申し訳ございません。ちょっとその辺を、私のほうで把握しているところではないので、恐らくなんですけれども、その意図するところにつきましては、厚生労働省のほうで出ている日常生活用具というのはこういうものだよという要件があるんですけれども、その中で、障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるものということで、容易ではないんじゃないかというところで、対象とはならないというふうにお答えしたのかと思っております。

ただ、今も御意見をいただいたように、この器具が対象になるかというものについては、その機能等ですとか、あとは各区の状況を把握した上で、客観的に判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**【中山委員】** ごめんなさい。判断するとき、取りあえず当事者を入れて判断していただきたいということだけが、基本的にはお願いです。

以上です。

**【佐久間障害者支援課長】** 障害者支援課長、佐久間ですけれども、当事者の方のニーズを把握しつつ、いろんなところで御意見をいただいていますので、その辺を聞きながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**【高山会長】** ありがとうございます。よろしいでしょうか。まずは、補足説明ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

残り時間がわずかですけれども、今後の区の取組、基幹相談支援センターのことなどもありますし、児童発達支援センターのことなども挙げられております。また、グループホームのこともありますが、いかがでしょうか。田村委員、お願いいたします。

**【田村委員】** 田村です。ありがとうございます。3番の児童発達支援センターについてですが、私どもで、こども発達センター2施設を運営しております。今現在、やはり希望者が非常に多く待機を抱えている中で、今後、この通所事業をどう広げていったらいいのかという、大きな課題を抱えておりました。

そこで、国の児童福祉法改正で、この児童発達支援センターの役割強化というこ

とを、このように区のほうも取り上げていただいて、ともに今後のことについて考えていただけることに、大変ありがたく思っております。特に地域の機関と連携して活動していくという、地域の子育て機関、保育園・幼稚園、並びに学校も含めながら、そういう機関と連携して、発達支援をしていけるような体制が必要だと思っております。例えば、巡回相談とか、地域の実践に役立つ研修事業などもあるといいなと思っております。ぜひ、この点について、今後、区と話し合いを強化していければと思っておりますので、よろしく願いしたいです。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。では、御意見ということで承ってよろしいでしょうか。

【田村委員】 はい。

【高山会長】 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。中村委員、お願いいたします。その次、平松委員、お願いいたします。

【中村（幸）委員】 ゆめグループ福祉会の中村です。こんにちは。区で初めての入所施設を造ってくださるということで、本当にうれしいなと思いますし、開かれた入所施設に出来上がってくると、助かる人も、喜ぶ人もたくさんいると思います。

あと、重度障害者向けのグループホームの整備とかも入っております、なかなか身体の方、特に重たい方たちの暮らす場というのが本当になくて、江東区に住んで、地域で一生住んでいたいのに、親亡き後とか、障害が重くなって他県・他区の入所施設やグループホームに行く方の、ほとんどの方の状況を見ていると、本当にありがたいし、こういうのがもっと増えてくるとうれしいなと思います。

意思の疎通の支援の中で、先ほどから皆さんがおっしゃっているアクセシビリティ・コミュニケーションというのと、ちょっと関係してくるんですけども、移動支援事業がどんどん増えてきている、数が増えていると思うんですけども、移動支援の、昔は要綱って言っていたけど、今はガイドラインというのかな。あれを見ると、なぜか身体障害の方だけが、1級、2級の縛りがあるんですね。知的の方とか、精神の方の等級はなくて、どなたでも申請できるんですけども、身体の方だけが、ちょっと前までは1級だけだったんです。それで、私も2級の方と、お二人暮らしのお母さんが亡くなってしまってすぐに困ったので、お願いに上がったこと

が、当時はあったんですね。彼女は女性なんですけど2級だったので、駄目ですって断られたんです、窓口で一緒に行って。事情を説明したら、タクシー券を渡しているでしょうと言われたんですけど、タクシー券が移動支援ではないじゃないですか。移動した後の移動ができない。車椅子の方でしたけれども、できない。ということで、押し問答にはなったんですけども駄目で、結局、障害も進んでいたのが手帳の見直しを時間をかけてして、その人は1級になったので、その当時、移動支援を使うことができましたけれども、やはり1か月、2か月の期間はかかってしまって、生活がとても大変でした。

あとは、内部障害の方なんかは、障害の等級が低い方が多いんですね。5級とか6級とか。病気にもよりますけれども。やはりそういう方で、うちのグループって結構、独り暮らしの方も大勢いるんですけども、急に体調が悪くなって歩けなくなっちゃったといったときにも、付き添ってくれないですかという、急な移動支援がやはりあるんですけども、そういうのに全くこれが該当しないので、もう本当に障害を手帳の等級で見てほしくないです。

移動支援を受ける権利は、どの障害者、生活に困っている方にもある権利だと思うので、このガイドラインの身体の方の等級を取っ払ってほしい。ケース・バイ・ケースだと思いますので、本当にこの人は必要だなと思ったら、柔軟に制度として使えるように、法令に入れていただければというのが要望です。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。続けて、平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 お知らせなので、一番最後でいいんですけども。

【高山会長】 そうですか。分かりました。じゃあ、今の中村委員の御意見について、事務局のほうから、何か補足はございますか。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長、佐久間です。今の移動支援の関係で、ガイドラインの中身の話になりました。移動支援については、いろんな方面から、いろんな要望が出ておりまして、随時、見直しをしているところでございます。今後も、こういった御意見を踏まえながら、ガイドラインの見直しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

【高山会長】 中村委員、よろしいでしょうか。

【中山委員】 よろしくお願いいたします。

【高山会長】 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。では、平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 時間を超過していますので、簡単にお知らせでございます。

私どものおあしす福社会で、このたび居住支援法人という法人の資格を取得いたしました。これは、住宅セーフティネットによる国交省の管轄になります。いわゆる住宅確保要配慮者居住支援法人というのが正式名称でございますが、取りあえず対象を障害ということで始めようと。いずれ、障害以外の住宅確保要配慮者も対象にと思っておりますが、障害全てということで、ここに出席しておられるそれぞれの障害の団体の方も、全て対象ということになることでございますので、一緒にやっついていかないとできませんということで、取りあえず入居前の相談から契約に至るまで。それから、その後の見守り、それから債務保障、それからこの取組は、実はそういう方だけに対してではなくて、仲介業者、管理会社、大家さん等にも、何かあったときには24時間緊急連絡体制を取って、相談に乗れると。貸手、借手の両方に対して、支援をしないとなかなかうまくいかないだろうと思っておりますので、そんなことを考えておりますので、取りあえずスタート、始めたばかりで、近々御案内を送りますので、またそういう方は、結構、江東区は住宅問題がかなり深刻ですので、一緒に取り組んでいければというようなことで、よろしくお願いいたいと思っておりますという御案内でございました。

ありがとうございます。

#### 議事（4）その他

【高山会長】 ありがとうございます。その他何か、皆さんのほうからございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議事は全て終了したということでよろしいでしょうか。

#### 〔 閉 会 〕 午後3時15分

【高山会長】 では、今後の予定などについては、事務局のほうから、改めて御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、意見シートについてですけれども、お配り

している意見シートにつきまして、御意見等がございましたら、8月10日までに、事務局宛メール、またはファクスで御提出いただければと思います。特に実態調査、それから区からの報告については、委員からの御意見をお待ちしております。

以上です。

**【高山会長】** ありがとうございます。限られた時間でしたし、また今日、この場で御発言いただけなかった委員の皆さんも多くありましたので、ぜひ、シートのほうで御意見をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次回は、年内12月の予定ということでよろしいでしょうかね。また、日程が決まり次第、皆様に御連絡をさせていただくということになっております。

では、少し時間が超過してしまいましたけれども、以上をもちまして、今日の会議は、これで閉会とさせていただきたいと思います。お忙しい中、長時間にわたりました御参加いただき、どうもありがとうございました。

— 了 —